令和９年度 新規採用保育教諭 募集要項

設置者　学校法人 若葉の森　理事長　中澤　幸恵
所在地　福島県 会津若松市湯川町３－７４
電　話　０２４２－２７－５１９５（代）　・　ＦＡＸ　０２４２－２６－９０９４
ｈｔｔｐｓ：// ｗｗｗ．ｗａｋａｂａ－ｋｏｄｏｍｏｅｎ．ｅｄ．ｊｐ/

法人が運営するこども園　（園児数・職員数　令和８年７月現在）

あいづ若葉こども園　会津若松市湯川町３－７４ ＴＥＬ　０２４２－２７－５１９５ aizu@wakaba-kodomoen.ed.jp	入園対象年齢　０歳６か月～ 園児数　１０３名 保育教諭数　２３名 職員数　１０名
すがわら若葉こども園　会津若松市柳原町４－５―２０ ＴＥＬ　０２４２－２６－２３８４ sugawara@wakaba-kodomoen.ed.jp	入園対象年齢　０歳６か月～ 園児数　８２名 保育教諭数　２２名 職員数　３名
みなみ若葉こども園　会津若松市門田町日吉小金井６３ ＴＥＬ　０２４２－２７－８６１１ minami@wakaba-kodomoen.ed.jp	入園対象年齢　１歳０か月～ 園児数　１９４名 保育教諭数　３４名 職員数　６名

現在、９８名の教職員がおり、うち７９％の方が既婚・子育て中です。
子育て中でも、みんな働きやすく、楽しく、そして、明るい職場環境の中で頑張っています。

□採用予定人数　法人全体で５名～７名程度（前年度実績は８名）

□採用条件　幼稚園教諭免許・保育士資格　両資格取得見込者　（令和８年度実績）

短大・専門学校卒	基本給月額	１８２，０００円	（当法人実績７０名）
	処遇改善手当（基本給９％）	１６，３８０円	
大学卒	基本給月額	１９２，０００円	（当法人実績　９名）
	処遇改善手当（基本給９％）	１７，２８０円	
大学院修了	基本給月額	２０２，０００円	（当法人実績　１名）
	処遇改善手当（基本給９％）	１８，１８０円	

賞　与　年間　３．７ヶ月　支給回数　年３回　（前年実績）
手　当　処遇改善手当　時間外手当　扶養手当　通勤手当　住宅手当　管理職手当など
３年目から職務に応じて国助成金による手当あり（５，０００～４０，０００円）
勤務時間　出勤：８時３０分　退勤：１７時００分（休憩：１Ｈ）土曜日は月２回５．５時間勤務
※シフト（当番）制により、早出・遅出出勤日あり
休日・休暇　日曜日　国民の祝日　年末年始休暇（12/29～1/3）入職日に年次有給休暇１０日付与
福利厚生　健康保険・厚生年金・雇用保険・奨学金返済補助支援制度（当法人独自）
退職金資金前渡手当（基本給の６％毎月支給）

□採用試験日　~~令和８年８月２２日（土）午前９時（受付）※申込み締切日は７月３１日~~（終了）
採用試験受験をご希望の方は担当者までご連絡の上、希望試験日をお知らせ下さい。
調整の上、別途行います。

□採用方法
・事前に履歴書をご提出下さい。（提出先…学校法人 若葉の森 〒965-0863 会津若松市湯川町 3-74）
※随時試験を行ないます。（適性検査・面接）
※履歴書の受理票と一緒に採用試験の案内書をお送りします。

□三園の採用担当者　あいづ若葉こども園　副園長　三瓶　靖子
ＴＥＬ：０２４２－２７－５１９５

□そ　の　他　三園間で定期人事異動があります。
三園とも見学を受付けております。

ホームページを
ご覧ください
←QR コード

□特記事項

・本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年王立第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための本罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、参照条文をご参照下さい。

※「特定性犯罪」について、次の期間内の前科が対象になります。

拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から２０年

拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から１０年

罰金：計の執行終了等から１０年

参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による自動対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、または当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

二　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の 一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。